

藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議運営要綱

平成28年2月19日施行

改正

令和元年11月25日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、管理者、副管理者並びに教育委員会の教育長及び教育委員（以下「教育長等」という。）で組織する。

(会議)

第3条 会議は、管理者が招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、管理者に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 管理者は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項を告示するとともに、書面で副管理者及び教育長等へ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

4 会議は、管理者、副管理者及び教育長等が出席しなければ、開くことができない。ただし、教育長等については、一人以上の出席とする。

5 教育長等は、会議に出席することができないときは、あらかじめその理由を明らかにして管理者に届け出なければならない。

6 管理者は、会議の庶務その他の事項を処理させるため、指名する職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は公開する。ただし、管理者、副管理者及び教育長等の合議により、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が

害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催時刻の10分前までに、受付簿に住所及び氏名を明記し、係員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会議を傍聴しようとする者が、その定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が傍聴することが不適當であると認める者

4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 管理者、副管理者及び教育長等の発言に対し批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙すること。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に管理者の許可を得た者は、この限りでない。

(7) 傍聴席において携帯電話等音声を発生する機器を使用すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

5 傍聴人は、前条ただし書の規定により会議を公開しないとき又は管理者が傍聴人の退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録)

第6条 管理者は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書の規定により会議を公開しないとした部分については、この限りでない。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開会及び閉会に関すること。

- (2) 管理者、副管理者及び教育長等の氏名及び出欠の状況
- (3) 管理者、副管理者及び教育長等を除くほか、会議に出席した関係者の氏名並びに職員の氏名及び職
- (4) 議題及び議事の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、管理者が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。